

## みよし市さんさんバス車内広告付きデジタルサイネージ設置に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、行政情報及び有料広告を放映するデジタルサイネージ（以下「サイネージ」という。）の設置に関し、みよし市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及びみよし市広告掲載基準に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業者の定義及び役割)

第2条 この要領において「事業者」の定義及び役割は、次の各号に定めるものとする。

- (1) サイネージを設置し、当該サイネージに広告を放映する者
- (2) 広告主を募集する者
- (3) 広告原稿の確認及び校正をする者
- (4) 行政情報、広告映像の制作及び更新を行い、その他広告主との調整等広告の放映に係る一連の業務を行う民間事業者

(サイネージの規格等)

第3条 サイネージの規格、数量等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 規格 規格は、次のとおりとする。
  - ア 画面サイズ21.1インチのもの
  - イ 解像度1,920×1,080ドットのもの
  - ウ 輝度300cd/m<sup>2</sup>以上のもの
  - エ 薄型で場所をとらず、鋭利な突起物等がない安全に配慮したもの
- (2) 数量 9台
- (3) その他 音声を発生しないもの

(設置場所)

第4条 サイネージの設置場所は、さんさんバス車内とする。

(設置期間)

第5条 サイネージの設置期間は、設置の日から5年を経過した年度末までとする。

2 市長が広告主の使用状況を勘案してサイネージの設置に支障がないと認める場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、前項に規定する設置期間を事業者と協議の上延長することができる。

(募集)

第6条 事業者の募集は、市ホームページに募集要項を掲載して行うものとする。

(申込み)

第7条 事業者になることを希望する者（以下「申込者」という。）は、みよし市さんさんバス車内広告付きデジタルサイネージ設置事業者申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 申込みに要する費用は、申込者の負担とする。

(事業者の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、申込内容を審査し、別で定める基準により事業者を決定するものとする。

2 前項による審査の結果は、みよし市さんさんバス車内広告付きデジタルサイネージ設置事業者審査結果通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（広告の審査）

第9条 サイネージで放映できる広告は、要綱第3条に規定する基準を満たすものとする。

2 市長は、放映する広告内容の審査を行い承認するものとする。

（事業者の責務）

第10条 事業者は、広告主の募集に当たり、自らが広告の募集者であることを明確にし、市が広告の募集者であるかのような誤解を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

2 事業者は、サイネージ及び広告に関する苦情その他の問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って解決に努めるものとする。

3 事業者は、広告主の応募がなく、広告の放映ができない場合においても、自らの責任においてサイネージを設置しなければならない。

4 事業者及び広告主に前2項による損害が生じて、市は責任を負わないものとする。

5 事業者は、広告等に起因して市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

（費用の負担）

第11条 サイネージの設置、維持管理、撤去、原状回復及びその他広告の放映に要する一切の費用は、事業者の負担とする。

2 さんさんバスの車両更新に伴い、サイネージの設置場所を変更する場合においても、設置及び撤去等に要する一切の費用は、事業者の負担とする。

（広告掲載料の納付）

第12条 事業者は、広告掲載料として、広告掲載によって得た収入のうち、企画書で提案した金額を毎年度4月末までに市へ納付するものとする。なお、提案する納付額は年額12万円以上とし、広告の応募がない場合においても納付しなければならない。

（中止）

第13条 市長は、事業者の責めに帰する理由によりさんさんバスの運行に支障が生じた場合は、サイネージの全部又は一部の稼働を中止させることができる。この場合において、事業者はサイネージを撤去し、原状回復しなければならない。

2 サイネージの設置期間内であっても、さんさんバスの車両台数の削減及び社会情勢等により、設置数の変更、広告の全部若しくは一部の放映を中止することがある。

（委任）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月14日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

みよし市さんさんバス車内広告付きデジタルサイネージ設置事業者申込書

年 月 日

みよし市長 様

申込者 所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

みよし市さんさんバス車内広告付きデジタルサイネージ設置に関する要領第7条の規定により、下記のとおり申込みます。

申込みに当たっては、みよし市広告掲載要綱、みよし市広告掲載基準、みよし市さんさんバス車内広告付きデジタルサイネージ設置に関する要領その他関係法令を遵守することを誓約します。

記

1 本申込みに係る担当者

- (1) 担当部署
- (2) 担当者氏名
- (3) 電話
- (4) ファクシミリ
- (5) メールアドレス

2 添付資料

- (1) 会社概要
- (2) 企画提案書
- (3) 納税証明書（国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないことを証明する書類）  
※申請日時点において発行日から3か月以内のもの（写し可）

様式第2号（第8条関係）

みよし市さんさんバス車内広告付きデジタルサイネージ設置事業者審査結果通知書

年 月 日

様

みよし市長

年 月 日付けで申込みのありました、みよし市広告付きデジタルサイネージ設置  
について、下記のとおり審査結果を通知します。

記

1 審査結果